

○広報とよあけ広告掲載取扱要綱

平成19年11月9日

決裁

改正 平成22年1月28日

平成25年2月8日

平成25年3月19日

平成28年3月31日

令和2年10月26日

令和3年12月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年11月1日決裁。以下「有料広告掲載要綱」という。）に基づき、広報とよあけ（以下「広報」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 広報に掲載する広告は、市の広報紙として品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立なものとする。ただし、有料広告掲載要綱第3条各号に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しない。

- (1) 青少年の健全育成に反するもの
- (2) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- (3) 商品先物取引に係る営業に関するもの
- (4) 求人その他これに類するもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(掲載する位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、広報の表紙及び裏表紙を除く各ページ最下段及び余白とする。

2 広告を掲載するページ及び枠数については、市長が別に定める。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は1号単位とし、連続6号までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者は、広報発行日の4月前から2月前までに、広報とよあけ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、複数の号を一括して申し込むときは、当該掲載しようとする号のうち最初に掲載する広報発行日の4月前から2月前までに提出するものとする。

2 前項の規定による広告の申込みは、各ページ最下段については毎号1枠又は半枠とし、余白については毎号1件とする。

3 第1項の申し込みの際には、誓約書（様式第2号）を添付するものとする。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、第2条の規定に基づき、有料広告掲載要綱第4条に規定する豊明市有料広告審査会（以下「審査会」という。）による審査を経て広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項により広告掲載の可否を決定したときは、広報とよあけ広告掲載決定通知書（様式第3号）により通知する。

(審査会)

第8条 前条に規定する審査会は、行政経営部長、秘書広報課長、財政課長及び総務課長で構成し、委員長は行政経営部長とする。

2 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すところによる。

4 審査会の庶務は、行政経営部秘書広報課において処理する。

(掲載料の納付)

第9条 第7条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」とい

う。)は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括して納付しなければならない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等に関する責任を負うものとする。

2 原稿及び広告等の作成費用は、広告主が負担するものとする。

3 第三者から、苦情その他広告の内容等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により有料広告の掲載を取り下げようとするときは、広報発行日の40日前までに広報とよあけ広告掲載取下申出書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。この場合において、複数の号の広告掲載を取り下げようとするときは、当該取り下げに係る最初の広報発行日の40日前までに申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げたときは、納付済みの掲載料は還付しない。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広報の発行上、重大な変更が生じたとき。

(2) 広報の編集上、重大な支障が生じたとき。

(3) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(4) 広告の内容が、第2条各号の規定に該当すると認められるとき。

(5) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広報とよあけ広告掲載取消決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 第1項第4号から第6号の規定により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの掲載料は還付しない。

4 市長は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告

主に損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

(掲載料の還付)

第13条 市長は、広告主の責めに帰すべき事由以外の事由で広告が掲載できなかった場合は、納付済みの掲載料を当該広告主に還付することができる。

2 前項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

3 第1項の掲載料の還付を受けようとする者は、広報とよあけ広告掲載料還付請求書(様式第6号)により市長に請求しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則(平成22年1月28日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月8日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月26日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年12月16日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第3条関係)

広告の規格	掲載料(1号あたり)
1 枠(縦45ミリメートル横173ミリメートル)	30,000円
半枠(縦45ミリメートル横86.5ミリメートル)	15,000円
余白1件(縦15ミリメートル横50ミリメートル)	5,000円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

広報とよあけ広告掲載申込書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

広報とよあけへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

広告内容	別添原稿及び添付データのとおり
掲載希望号	年 月号（ 1 枠・半枠・余白 ） ※複数号掲載希望の場合は掲載希望号を記入ください。 年 月号（ 1 枠・半枠・余白 ） 年 月号（ 1 枠・半枠・余白 ） 年 月号（ 1 枠・半枠・余白 ） 年 月号（ 1 枠・半枠・余白 ） 年 月号（ 1 枠・半枠・余白 ）
添付書類	1 当該団体の概要を記載した資料 2 原稿は広報紙広告原稿作成要領により作成し、プリントアウトした原稿とそのデータ 3 誓約書
その他	豊明市税の滞納はありません。広告掲載に関して必要のあるときは、豊明市が納税状況等について調査することに同意します。

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

豊明市長 殿

誓約者（申込者）

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事
務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

私は、広報とよあけ広告掲載申し込みにあたり、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱、広報とよあけ広告掲載取扱要綱及び下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 広告に使用するイラスト、写真等は事前に著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをするなど適正な手続きを行うこと。
- 2 第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、私の責任及び負担において解決し、市は責任を一切負わない。市が損害を被った場合も同様とする。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

広報とよあけ広告掲載決定通知書

様

豊明市長



年 月 日付で申込みのありました広報とよあけの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定の区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
広告掲載号	年 月号
広告掲載料	円
掲載しない理由	
その他	

備考 広告掲載料は、年 月 日までに同封の税外徴収票により納付してください。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

広報とよあけ広告掲載取下申出書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

広報とよあけへの広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

取下げをする号	年 月号
取 下 理 由	

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

広報とよあけ広告掲載取消決定通知書

様

豊明市長



広報とよあけの広告掲載について、次のとおり取り消しましたので、広報とよあけ広告掲載取扱要綱第12条第2項の規定により通知します。

取消しをする号	年 月 号
取 消 理 由	
還 付 額	<input type="checkbox"/> 還付なし <input type="checkbox"/> 還付あり 円

備考 還付がある場合は、広報とよあけ広告掲載料還付請求書（様式第6号）を提出してください。

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

広報とよあけ広告掲載料還付請求書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

広報とよあけ広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合	本店 支店
	預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人	-----	

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)

様式第 5 号 (第 1 2 条関係)

様式第 6 号 (第 1 3 条関係)